

新たな闘いに
結集しよう!

厚木爆同

【発行】
厚木基地爆音防止期成同盟
発行責任者 大波修二
事務所 大和市桜森3-5-3
フロント1F
TEL 046-240-7450
FAX 046-261-5615
bakudou@kanagawa.email.ne.jp



最高裁判所法廷に向かう原告団と弁護団 (写真上)
住民無視の不当な判決に抗議する垂れ幕 (写真下)

住民救済を放棄した最高裁 「飛行差止め」めぐり闘い続けよう!

最高裁判所第一小法廷(小池裕裁判長)で12月8日15時、第四次厚木爆音訴訟の判決が下された。横浜地裁の一審判決・東京高裁の二審判決が認めた「自衛隊機の飛行差止め」を認めず、東京高裁の二審判決が認めた今年12月までの「将来請求」をも却下した。

また今年9月、最高裁が「米軍機飛行差止め」について東京高裁の判決を不服とした原告の上告を受理しなかったことから、「米軍機飛行差止め」却下の判決も確定した。

連日こんなに激しい爆音で、基地周辺住民の精神や健康が破壊されているにもかかわらず、それを立証しなければだめだという最高裁の判断は、冷酷な政府と同様、血も涙もない司法の最高権力者の

裁の判決を不服とした原告の上告を受理しなかったことから、「米軍機飛行差止め」却下の判決も確定した。

40年間かけて争ってきた米軍機の飛行差止めを今回も認めない理由は、米軍機は「第三者行為」で日本の司法では判断できないと最高裁が住民救済を放棄し続けているからだ。

自衛隊機について最高裁は、裁判で飛行差止めができるのは、防衛大臣が裁量範囲を超えて自衛

隊機の運航をした場合で、「自衛隊機の運航を一律に国の裁量権の逸脱だ」とする高等裁判所の判断は誤りだと主張した。

国防は高度の公共性・公益性があり、住民の睡眠妨害は深刻で軽視できないが、それが防衛大臣の職務の乱用によるものだと認定できない。従って、航空機の飛行差止めはできないとした。この最高裁の判断は、住民の健康被害を認めながら、軍用機の公益性はそれを上回るとしたものだ。

第五次厚木基地爆音訴訟に参加しませんか

第四次厚木爆音訴訟について12月8日、最高裁判所は私たちの悲願である米軍機及び自衛隊機の飛行差止めを認めないと共に、将来請求を却下する不当判決を言い渡しました。

このような中、「簡易迅速」に国から「最大月2万円」の「騒音補償金」を受給できるかのように強調したチラシが、とある法律事務所の名で一部地域に配布されていますが、きちんとした損害賠償を得るための安易な方法はなく、その内容は住民の誤解を招きかねない問題があるとともに、静かな空を求める周辺住民と自治体の悲願に背を向けるものと言わざるを得ません。

私たちは、あくまでも基地周辺住民及び自治体の悲願である米軍機及び自衛隊機の飛行差止めを追求すると共に、基地周辺住民の日常生活と健康を破壊してきた航空機騒音や墜落などの危険に対する適正かつ十分な損害賠償の実現を目指します。

私たちは、厚木基地周辺住民に広く結集を訴え、第五次厚木基地爆音訴訟を提起し、最高裁判所の不当判決の変更を求めています。

◆お問合せ先◆
厚木基地爆音防止期成同盟
046-240-7450

大和市基地対策協議会報告

大和市基地対策協議会とは厚木基地の所在および運用等によって生ずる被害の対策について協議し、その具体的解決につき、強力に推進することを目的として組織されたものです。組織としては、学識経験者枠で爆同から委員を出しています。

9月27日、協議会の事業の目玉とも言わべき外務省、総務省、防衛省、米大使館への要請行動が行われました。要請書では、厚木基地の早期返還とそれまでの間の基地対策の抜本的改善を求めています。ただ、会長である大木大和市長は今年の重点要望として空母艦載機の移駐の完了を強く求めました。外務省では、①移駐のスケジュール、

②移駐後の基地での整備や運用の実態と騒音の状況。総務省では、①基地交付金の増額、②街作りの支障となっている高さ制限の緩和。防衛省では、①移駐への対応、②騒音の解消、③基地周辺の事件・事故の対応。などを要請しました。回答は10月28日までに文書で要求しています。（*10月27日回答済）

その場の回答では、外務省北米局長から、①移駐についてははっきりしない状況、明確になるよう調整したい、②騒音については深刻な問題と認識している。総務省事務次官から、交付金についてはなるべく早く検討したい、ちよつとずつは増えている。防衛省地方協力局長から、①移駐は米軍と調整中、移駐

後は相当程度騒音は減少する、②防音工事の促進を進めている、③自衛隊機の部品落下、自衛隊員の事件についてはまさに私の管轄、防止を徹底したい。とのことでした。

今回参加して、国の関係機関に行政・議会・市民が要請することはとても大切と感じましたが、移駐が前面に出すぎているのには思っています。私たちが求めるのは基地をなくし、静かな空を取りもどすことです。基地騒音のたらい回しでは解決ではないと感じました。（厚木爆同書記次長・大和市基地対策協議会委員 森 謙治）

NHK受信料 全額助成求め交渉

厚木爆同は10月24日、防音工事対象地域（75W値以上）のNHK受信料全

の。交互にマイクを持って市民に訴えます。「米軍機の爆音がうるさくありませんか」「学習会に参加しませんか」「爆同の会員になりませんか」の訴え。思ったよりも反応が良いのに気を良くし「やっぱ爆同の旗は大きいのにすれば良かったかな」「またやろう」と意気込み一杯です。初めての試みは今

支部から 藤沢支部 木村栄子

日曜の昼下がりに藤沢駅頭で元気にチラシを配布、1時間半で300枚がなくなりです。藤沢支部で初の街頭宣伝活動に8名が参加。学習会の案内、表面は「憲法に緊急事態条項?」、裏面は「会員になりませんか」を載せたも

動く・学ぶ・仲間を増やす

後に繋がります。

そこで支部会議で独自の学習会をもつことを決定。会員も少ない藤沢支部は会員を増やし、支部活動を活性化、もっと藤沢市民に厚木爆同の活動を知ってもらいたいと取組みを通しアピールしていくことにしました。

この間、4名の爆同への新規加入があり、メンバー確保を行っています。



支部活性化をめざし「戦争法廃止」学習会

支部役員6名と会員のチームワーク力が少しづつ実を結びつつあります。10月29日藤沢市民会館、軍事ジャーナリストの前田哲男氏を講師に招いての学習会。国民は「戦う自衛隊」「国家緊急事態」条項など望んではいない、「戦争法」を廃止し「9条」に沿う日本のかたちをと題し、話をさせて頂きました。

参加者は40名、初めての方には爆同活動に参加して頂くように働きかけ続けていきます。また前田講師は全国の爆音訴訟は厚木爆同の闘いから始まったと敬意の思いを述べられました。当日は、厚木爆同大波委員も参加。第五次爆音訴訟も視野にあることにも触れ「静かな空を取り戻す」闘い前進のため「会員拡大を図り頑張ろう」の挨拶で学習会を閉会しました。



防衛省・総務省と交渉

横須賀軍港・池子住宅を視察

横須賀軍港、観音崎、池子住宅と神武寺駅の米軍専用改札などを巡る「厚木爆同基地視察」が10月17日行われ、48人が参加しました。

平和センターの小原事務局長がバスに同乗しガイドをしてくださいました。横須賀軍港ではクルーズ船で港内を一周しましたが、空母は出港中で姿は見えず、他の米軍艦船も米韓合同訓練に出払っていたようです。小原さんのガイドで、母港化反対運動の歴史、三宅島の闘いなど興味深い話がされました。神武寺駅の改札には米軍専用口があり、米軍人だけが利用しています。ここは池子住宅の軍人が朝一斉に車で出勤すると、周辺道路が混雑するため防衛省が米軍に電車出勤を要請し、そのため緊急に専用改札口をつくらせたことでした。この池子住宅は基地の外に住宅を借りる軍人も多く、2割ほどの空き部屋があるとのこと。それでも池子住宅の横浜市側への増設計画は生きているということです。（情宣部・山村充夫）

学習会のお知らせ

今回の「学習会」は、艦載機爆音の解消に向けて取り組んできた第四次厚木爆音訴訟の「最高裁判決と第五次厚木基地爆音訴訟」、そして支部会議で多くの声を頂きました「NHK放送受信料問題」をテーマとして行います。詳細はチラシを参照してください。

★日時 2017年2月4日（土）
午後2時

★会場 大和市生涯学習センター
601講習室

★講師 弁護士 福田 護氏